

香川県広域水道企業団水道事業地区別意見交換会
令和3年度会議議事録（西讃ブロック統括センター）

会議日時

令和3年12月22日（水）午前10時から11時30分

場所

観音寺市役所2階201・202会議室

出席人数

地区別意見交換会委員10名

所長、工務課長、課長補佐5名 計7名

傍聴者1名

香川県広域水道企業団について

水道事業は、本格的な人口減少社会を迎え給水収益が減少する中、高度成長期に整備した水道施設の老朽化に伴う大量更新や、南海トラフを震源とする地震に備えた耐震化の推進、次世代の水道技術者への技術の継承、渇水への備えなど多くの課題に直面しています。こうした単独の自治体では解決することが困難な課題に対応するため将来を見据え、香川県と直島町を除く8市8町は平成29年11月に「香川県広域水道企業団」を設立し、平成30年4月1日から事業を開始しました。事業開始直後は市町ごとの事務所でありましたが令和2年4月1日から5つのブロック統括センターに統合しました。現在「香川県広域水道企業団」は本部・5つのブロック統括センター及び広域送水管理センターで組織し、それぞれの地域や業務で役割を担っています。この企業団発足により、今後も経営の効率化や運営基盤の強化を図り将来にわたって水道水の安定供給に努めてまいります。

西讃ブロック統括センターについて

令和2年4月から観音寺事務所と三豊事務所が西讃ブロック統括センターとなり、5月7日から事務所を香川県三豊合同庁舎3階に移転統合しました。また、1年間でお客さま対応、事務処理や運営などについて洗い出した課題を解決するため西讃ブロック統括センターの機構を総務課（総務・お客さまセンターグループ、財務・入札契約グループ）、工務課（水道整備グループ、給水・維持修繕グループ、浄水グループ）の5グループに再編するなど組織改正を行い、事務分掌についても各事業体ごとの事務分掌から業務内容に基づく事務分掌へ変更しました。令和2年度における観音寺の給水人口は58,658人、給水戸数25,222戸、年間配水量7百98万8,990 m³に対し、年間有収水量は6百80万4,809 m³で有収率は85.2%です。三豊の給水人口は63,010人、給水戸数25,891戸、年間配水量1千97万8,465 m³に対し、年間有収水量は9百37万8,231 m³で有収率は85.4%です。

また工務課では、浄水施設等が、観音寺44か所 三豊146か所あり、将来的にこれらを統合管理システムにより広域的に監視する計画があります。統合管理システムで、広域監視することにより効率的な維持管理・漏水の早期発見、配水量予測、災害時の被害状況の早期把握により迅速な復旧と応援体制の構築が可能となるなど、危機管理機能強化にもつながると考えております。各市単位ではなく、まずは西讃ブロック統括センター全体の施設の外円図を作成し将来の財政収支バランスを中長期的に考えながら事業運営を行いたいと思います。

事前アンケート等について

1. 水道料金について

【意見】

- ・今後の料金改定の有無について。
- ・以前に比べて高い？他市と比べてどうか。

【回答】

企業団事業開始後 10 年間の令和 9 年度予算までは、市町毎の区分経理期間としており、水道料金についてもその間は、それぞれの市町ごとの料金表を適用しています。現在香川県内 8 市 8 町で、20 立方使用あたり消費税抜きで 2,600 円/月から 4,194 円/月の幅があり、観音寺は 3,490 円、三豊は 3,850 円となっております。また、今後の料金については、2028 年(令和 10 年)に料金を統一する予定で、広域水道企業団発足当時の試算では、現在の観音寺の料金の横ばい若しくは微減となる見込みですが、今後の経営状況により変動する可能性があります。

【意見】

料金は 2 カ月に一度の請求になりましたが、近隣の方のご意見も伺ったところ高くなった感じがするということでした。料金計算の方法はどのようになっているのですか。

【回答】

検針に基づいた使用水量を月数の 2 で割り、一か月毎の基本料金及び超過料金を計算し合計金額によりご請求させていただいております。令和 2 年 4 月から 2 カ月検針に統一しましたが、一回に支払う金額が倍になったので高くなったというイメージをお持ちの方がいらっしゃいます。2 カ月検針になった経緯ですが、県内最大給水人口があります高松に統一した方がよいという見解で、企業団発足当時から協議を進めてきました。観音寺も三豊も 1 カ月検針でしたが、2 カ月検針になった場合もお客様の不利益にならないように、当時から要望してまいりました。そのため、先ほど説明した計算方法により請求させていただいております。近隣の方にもそのように伝え頂けたらと存じます。

【意見】

2 カ月に一度の請求で、検針作業も 2 カ月に一度になり、それに係る経費も安くなったと思いますが、多少なりとも水道料金が安くなり私たちに利益があるほどではないのですか。

【回答】

確かに検針に係る人件費等は半分になりましたが、水道料金に反映するほどの金額ではないため、経営の合理化をした部分については高度成長期に整備した水道施設の老朽化に伴う更新や、耐震化等の市民の皆様のためになる事業に使わせていただいて、水道水の安定供給に努めております。

【意見】

私も日記をつけており、昨年 4 月からも使用料金は、月毎に割れば同等か低くなっています。

【回答】

実績のご説明、ありがとうございます。

2. 検針について

【意見】

検針者の事前研修があればよいと思う。

【回答】

西讃ブロック統括センターが設置された令和2年4月から企業団内統一の料金システムに移行し、検針及び請求サイクルを毎月から隔月(2カ月ごと)に変更しました。お住いの地域により奇数月検針と偶数月検針に分かれています。水道料金の根幹である検針については、お客さまセンターの受託業者である三豊市上下水道工事業協同組合・フジ地中情報株式会社の特定委託業務共同企業体の検針員43名により行っています。また、検針員には必要な講習及び現地研修等の習熟訓練を実施し、正確な検針に努めています。

3. 滞納整理について

【意見】

滞納整理の現状について。

【回答】

令和3年10月末時点で、西讃ブロック統括センターの収納率は過年度も含め99.89%です。(観音寺99.87%、三豊99.90%)水道料金の支払が納付期日(検針翌月の15日)までにされない場合は、督促状を発送し(検針翌々月の5日)、次に停水予告書(検針翌々月の25日が納期)さらには停水決定通知書(通知後10日程度納期)を送付し、最終通告をしたのち停水執行します。その後は、全額お支払いいただくか、分納誓約書を締結し、分割でお支払いいただかない限り停水は解除されません。現在開栓中の方はこのような方法で滞納整理を行っており、転居された方や、お亡くなりになられた方については、調査を行い転居先に連絡し、全国のコンビニエンスストアから納付いただいたり、相続人に対して督促を行っています。

【意見】

収納率はすごく高いですね。水道水は生活に欠かすことが出来ませんが、止まるまで支払わない方もいるのですか。

【回答】

実際におりますし、停水執行等の滞納整理を実施することで、納付に繋がります。また、観音寺も三豊も以前からコンビニエンスストアでの納付をしておりましたが、それは「銀行窓口が平日15時までしか開いていないため支払いに行けない」など、悪質滞納者が言い訳できない様に、また、他県へ転居された方の納付手段として導入しました。企業団窓口納付よりも少し経費はかかりますが、十分な費用対効果は出ております。

4. 老朽管の対応について

【意見】

- ・一般利用者は確認しにくい。どうするのがよいか。
- ・老朽管の取替順位についてどのように判断しているのか。

【回答】

水道管は、ほとんどが道路などの地中に埋設されており次のように区分されます。
導水管（井戸などからの原水を浄水場まで送るための管） 観音寺 7,440m 三豊 12,980m
送水管（浄水場から配水池へ水を送る管） 観音寺 31,320m 三豊 26,690m
配水管（配水池から各家庭へ水を送る管） 観音寺 540,170m 三豊 902,660m の水道管があります。この水道管ですが、高度成長期に埋設した管が多く、耐用年数が近づき老朽化が進んでおり、漏水等が頻繁に起こり年間配水量と料金徴収の対象となる年間有収水量の差が大きくなっています。このため、老朽化が著しく漏水が多発しているところから計画的に水道管の更新工事を行い有収率の向上、頻発する恐れのある自然災害へ備えているところです。令和2年度の工事件数は、観音寺 10 件 1.16km 三豊 3 件で 0.82km の老朽管を耐震性のある水道管へ更新しています。

【意見】

自宅近くの配水管に関して、60年近く経過しているのですが、漏水は私たちにはわかりませんし、家の方に水が出れば問題ないと思うのですが、自治会長を通して取替のお願いをしたところ、現在のところ漏水しているところから優先的に工事をしているのでしばらくかかりますという返事でした。漏水箇所が多いのは分かるのですが、そうした対処の仕方しかできないのでしょうか。私がお伺いしているのは、水道本管ではなく宅内に引き込んだメーターまでの管の取替です。漏水がなければ改修は難しいのですね。

【回答】

本管に穴を開けて分岐した所から、お客さまが費用を出して引き込んだ給水管ですので、お客さまの資産ではありますが、2次災害防止や公道での工事を伴うため水道メーターまでの漏水は企業団側で修繕しています。しかし、そのほかの理由で引き替え改修したい場合は、お客さまの負担となります。漏水の場合、元々第一止水栓が道路にあった時は、そこまでの修繕を旧市水道局側で行っておりましたが、企業団発足後はサービスを拡大し水道メーターまでの修繕を行っております。水道本管は、漏水があればすぐに対応します。現場の土壌によって違いますが、大半は舗装の上に、にじみ出てきます。漏水調査をなぜしているのかというと、地下が砂地の所など地上に出てこない地下漏水を調査するためです。

また、本管更新工事に戻りますが、市町村合併に伴い水道事業が県認可から厚労省認可になりました。厚労省認可となり老朽管の布設替えや経年更新工事は、国の補助金で行っています。それには布設から経過年数等の要件があります。先ほど説明した優先順位は、経過年数とそのラインの漏水の件数などで担当が精査を行い交付金対象の時期も考慮しながら計画を立てています。

【意見】

漏水調査は本管だけですか。

【回答】

本管から水道メーターまでの給水管も行っています。

【意見】

水道管の図面はあるのですか。

【回答】

市町合併前の旧町時代のもので、図面が元々なくて引継いでいないところもあります
が、経年更新等で本管入替工事の時に書き換えておりますので、将来的には整備されて
いくと思います。

【意見】

図面の話が出ましたが、企業団になって以前のように市役所の支所でもらえなくなっ
たのが不便です。

【回答】

三豊市水道局の時は、支所で出来ておりましたが、企業団になって、別団体となって
いるためご不便をおかけしますが申し訳ございません。

【意見】

デジタル庁もできたから、将来はできるようになるのではないか。

【回答】

組織は市役所と別であり、われわれ職員は、両市役所からの派遣で企業長から企業団
職員として辞令を交付されておりますが、支所等の職員は観音寺市・三豊市の職員で企
業団職員ではないため、企業団の公金を扱ったり、企業団の事務を行うことが出来なく
なったということです。不便になったというお気持ちは大変よく分かります。

【意見】

漏水箇所の工事が優先なのはわかりますが、経過年数に対しての配水管布設替えの計
画はあるのですか。

【回答】

はい。当然あります。配水管の布設から経過年数が同じもののうちその優先順位を漏
水頻度で判断することはありますが、基本的に経過年数で一覧表もあり事業計画を立て
管理しています。

【意見】

令和 10 年の料金統一は、その事業費を含めて試算したものなのですか。

【回答】

はい。企業団発足当時の平成 30 年度に長期計画を立てた上での試算となっております。

5. 工事の予定について

【意見】

工事予定等早く知らせてほしい広報はどうするのか。

【回答】

工事については、工事着手前に工事により支障を及ぼす恐れがある区域の関係者に「工事のお知らせ」を配布しております。その後、業者に対し工事看板を設置し安全に工事を行うように指導しています。

6. 工事の時の断水について

【意見】

断水時は早めの広報と給水対応してほしい。

【回答】

工事に伴う断水については、工事の進捗状況を確認しながら施工業者と打ち合わせを行い、断水が伴う箇所の住民に対して断水のお知らせを配布しております。また、断水は基本的に水道の使用が少ないと思われる時間帯に断水することに努めています。しかし、本管漏水など緊急を要する場合は広報車の拡声器によりお知らせすることもあります。どうしても水道水が必要な場合は、申し出をしていただければ給水ポリタンク等で応急給水対応させていただきます。

7. 赤水、濁り水の対応について

【意見】

原因調査と対処方法について。

【回答】

赤い水が使い初めに出る場合は、家庭の宅内(メーター2次側)の給水管の錆が原因であると考えられます。赤い水が出なくなるまでしばらく放水することで、通常使用することができますが、必要に応じて宅内の給水管を取り替えて下さい。また、長時間出る場合は、工事や事故、消防活動により水道管の中の水の流れが急激に変わったことにより、水道管内の錆が剥離してことが原因です。赤水が出るときは、しばらく放水してきれいになってから使用してください。長時間赤水が出る場合はご連絡下さい。その他詳しい内容については、資料としてつけておりますように企業団ホームページのよくある問い合わせQ&Aを掲載していますので、ご確認くだされば幸いです。

8. 鉛製給水管取替工事助成金について

【意見】

鉛製給水管取替工事助成金とはどういう制度か。

【回答】

鉛製給水管は、管が柔らかいため漏水が起こりやすいだけでなく、通常の使用状態では厚生労働省の水質基準に適合しており問題はありませんし、近年では各家庭での水洗トイレの普及により夜から朝にかけて水道水が管の中に長時間滞留することが通常はありませんが、長時間滞留した場合は、水質基準を超える鉛が溶け出すことがあります。そのため、水質基準の確保並びに漏水防止を図り鉛管解消を促進するため企業団鉛製給水管取替助成要綱に基づき取替工事に対する助成金を交付することができます。助成の対象となる工事は、配水管及び給水管の分岐箇所からメーター付近までの鉛管（引込専用外線及び公共団体が所有する鉛管を除きます。）の全部を口径 25 ミリメートル以下の水道企業団が指定する材料に取り替える工事が条件となります。過去 2 か年の実績は令和元年度 6 件、令和 2 年度は 9 件となっています。

9. 漏水時の対応について

【意見】

漏水時はどのようにするのか

【回答】

本管に穴を開けて分岐した所から、お客さまが費用を出して引き込んだ給水管ですので、お客さまの資産ではありますが、漏水については、2次災害防止や公道での工事を伴うため水道メーターまでの漏水は企業団のサービスの一環として修繕しています。漏水は市民からの通報や、漏水調査での発見でその都度迅速に修繕工事を実施しています。しかし業者の手配や断水を伴う場合など、状況により翌日以降になる場合もあります。宅内(メータ2次側)漏水の修繕は、お客さまでの工事となります。宅内漏水については、検針時に気が付くことがあります。

【意見】

本管からメーターまでで漏水したとき責任はどうなるのか。

【回答】

お客様の資産ではありますが、漏水については、2次災害防止や行動での工事を伴うため水道メーターまでの漏水は企業団のサービスの一環として修繕しています。

10. 災害時の対応について

【意見】

- ・災害により水道が止まり使えなくなった時はどうするのか。
- ・きめこまやかに対応していただきたい。

【回答】

災害時は、初動対応が大変重要ですので、各職員の役割体制などのマニュアルを整備し職員に周知しています。企業団では、災害時の万が一の断水などの事態に備え、高松、中讃、西讃、東讃、小豆の全ブロック統括センターに給水車を配備し、より迅速に対応できる体制を整備しています。また、応急給水に使用する資材を整備するほか、両市の上下水道工事業協同組合、神奈川県企業庁や関係団体と災害時における応援に関する協定を締結しています。また応急給水等については渇水時、大規模災害時のそれぞれについて両市の危機管理課と協議を進めています。

【意見】

給水車は何台ありますか。

【回答】

観音寺に1台ですが、あとはローリータンクをトラックに載せて給水を行います。来年度にステンレス製のタンクとトラックを購入予定です。また、観音寺も三豊も平成6年度の渇水時において、0.5tから3tのポリタンクを改良し蛇口を取り付けたものをトラックに積載し給水車として活用しました。それが、両市で74基ほどあり給水活動ができるように準備しています。

11. 浄水場について

【意見】

浄水場のしくみ

【回答】

観音寺、三豊では現在、財田川水系の伏流水(井戸による地下水)と表流水及び香川用水を水源として皆さんの家庭まで水道水を送っています。令和2年度実績で自己水源と香川用水の割合は、観音寺が自己水源35%、香川用水65%、三豊が自己水源29%、香川用水71%となっています。井戸などから取水した原水を、安心して飲むことができる水道水にするため、浄水処理を行っています。その施設が浄水場で、観音寺に4つ、三豊に2つあります。この浄水場から、令和2年度実績で観音寺が798万8千トン、三豊が1098万1千トンの水道水が各家庭、工場などに送られています。

浄水場では、細やかなゴミや砂を沈める沈殿池、更に砂や砂利の層を通し、水の中に残った小さな汚れやにごりを取り除くろ過池という施設で、水をきれいにしたあと、塩素で消毒します。浄水処理された水は、高台に作られた観音寺に20、三豊に91の配水池に送られます。そこから水道本管を通過して送られた水が、皆さんの各ご家庭に供給されます。

12. 水源、水質について

【意見】

- ・産廃処理施設が作られようとしていることに対して企業団としての考え
- ・水質に問題はないのか。不安である。

【回答】

この情報は、企業団としては今年7月に初めて知り得たのですが、産業廃棄物処理施設については産業廃棄物処理業者が、管理型最終処分場を三豊市財田町財田中に建設を予定しているものです。場所は、国道377号線長瀬橋から1.5キロ上流の財田川右岸から山手へ直線距離で約300メートル付近になります。香川県水道企業団は財田川水系が観音寺市、三豊市にとって重要かつ貴重な水源であることから、今年7月26日付に浜田企業長名で香川県廃棄物対策課に意見書を提出しました。更には、7月21日付で三豊市長と8月16日付で観音寺市長名でも意見書を提出したと聞いております。また、これを機に今年8月から、産業廃棄物処理業者と施設の内容、維持管理方法、水質検査体制、立入検査等について要望・協議を重ねています。その中でも水質検査については、特に慎重に協議を進めており産廃業者が行う検査については、法令で定める検査基準の年1回より綿密な検査を年間複数回実施してもらう事と企業団においても産廃施設近くの水源地6か所で、検査や巡視を強化し、今後も西讃地域の命の水を守って行きます。

【意見】

産業廃棄物処理業者は、地元業者ですか。

【回答】

観音寺の業者です。

【意見】

急に計画されたものでしょうか。

【回答】

業者が香川県に申請を出して、関係団体の意見を求めるという段階で初めて情報が分かりました。企業団としては財田川から取水しているため産廃業者が行う検査については、法令で定める検査基準の年1回より綿密な検査を年間複数回実施してもらう事を要望し、業者も対応するとの事です。

【意見】

施設は埋め立てですか、山を崩し平地にするのですか。

【回答】

山の谷を利用してコンクリートでプールのように処理施設を作りその下流側に水処理施設や装置を付けて、浄化した水を排水すると聞いております。今年6月11日に県廃棄物対策課が告示を行っております。告示を機に我々が初めて知ることになったわけですが、その告示に「利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。」となっているのでこの時点では、三豊市財田町に建設されるため三豊市しか意見書を出す権限がありませんでした。これを知って直ちに企業団本部にも観音寺市長にも報告をし、観音寺市も意見書を出せるように県に要望しました。財田川水系から三豊市の

財田、山本、豊中の全域、観音寺市の旧町内約 50%を供給している両市の命の水です。制度上、基準上クリアした施設であったとしても他県で発生した大規模土石流災害のような事故が起こりかねないので、県にはきちんと審査をしていただき許認可についても考慮してほしいという内容で企業団と観音寺市・三豊市は意見書を提出しました。

【意見】

私もそのことが気になっていて本日参加しました。これまでも全国で業者のずさんな管理で色んな事故がおきていますが、水質検査など監視体制をしっかりと目を光らせておいてほしいと思います。大事なことですので、その点十分をお願いします。

【回答】

現在、産業廃棄物処理業者から県の方へ正式に許可申請が提出された状態で、まだ、許可は出ていません。それを決めるのは、県の廃棄物対策課です。水道事業者として企業団は、いま委員様からいただいているご意見を市民の意見として代弁し県にも業者にも伝えます。観音寺市議会にも県担当部長や担当課長を呼んで直接要望もしております。西讃で唯一、水源として取水しているのが財田川ですので、考えられることはすべて行い、強く要望してまいります。先ほどご説明した水質検査は、業者に許認可が出された場合の話ですが、許認可が出されてから協議をしても遅いので現在までも協議を重ねています。許認可が出た場合、法律では業者は年 1 回の水質検査でよいが、年複数回の要望をして承諾を得ています。また企業団においても産業廃棄物処理施設近くには三豊の水源地 6 か所で、頻度を上げて水質検査を行うことを本部水質管理課の専門的な水質管理担当と協議の上、決定しています。私も水道事業者の一人として、またその水を飲んでいる者として、皆様のご意見を代弁し業者に責任をもってお伝えするとともに、危機感をもって対応してまいります。また、業者には会社がいつどこで倒産しても困りますし、末代まで経営が安定し存続するように、もし許認可が出た場合は肝に銘じて取り組んでくださいとも申し伝えております。県に対しては、県が認可をした場合県もしっかりと管理するようにとの意見書を提出しております。皆様のご心配されているお気持ちには十分わかります。

【意見】

協議を重ねるということでしたが、住民説明会はあるのですか。決まった後にしても意味がないので、業者と県とも協議を重ねているとは思いますが、併せて住民説明会の必要性もあるかと思えます。

【回答】

それは、産業廃棄物処理業者が行うものですが、我々企業団は、市民と同じ立場で、まだ許認可も出されていないため何の説明もできないのが現状です。また、両市と企業団は業者に対して広く市民に説明し同意を得るようにと強く要望しています。

【意見】

例えば、住民の反対派が多ければ中止になる場合もあるのですか。

【回答】

許認可の決定するのは、香川県廃棄物対策課です。私個人としては、市民の安心安全な水の確保のため、今の状況を非常に懸念していますが、企業団には決定権は何もないです。

【意見】

業者としては、安全性に関して現在基準はクリアしているとありましたが、今時点のことであり5年後、10年後基準をクリアできるのとは話は別ですよ。過去にあった豊島問題のようにならないように、現時点の安全性は将来を保証するものではないのだからそれを見据えて対応していただきたい。

【回答】

今ご意見をいただきました同じことを私の口からも県や業者に直接言っております。ちょうどこの話を始めたころ他県で大規模土石流災害が発生しました。今基準をクリアしていてもいつ何時何が起るかわかりませんので色んな基準やことを精査して県民市民のために許認可をよく考えてほしいと意見しています。許認可を出すのは県が判断するので、結果はまだわかりませんが今後も言い続けていきます。

【意見】

先ほどの産業廃棄物処理施設の件ですが、大事なことでございますので許認可が下りたとしても管理と水質検査を継続して行うことをお願いしたいと思っております。

【回答】

県の許可はまだ出ていませんが、それに備えて企業団本部の水質管理課とも協議しておりますし、すでに産業廃棄物施設周辺の水質検査の頻度も増やし、監視を強化することも決定し計画も立てております。

13. 水道事業の経営について

【意見】

観音寺・三豊の収支の現況について。

【回答】

観音寺の財政状況について、ご説明いたします。令和2年度の総収益は13億9千5百万円でした。総費用は12億4千4百万円であり純利益は1億5千百万円となりました。三豊の財政状況は、総収益18億5千2百万円、総費用は18億4百万円であり純利益は4千8百万円となり、合計すると西讃ブロック統括センター全体で総収益32億4千7百万円、総費用30億4千8百万円、純利益1億9千9百万円となります。なお、観音寺の収益はホームページでは15億7千8百万円となっておりますが、そのうち1億8千3百万円は、会計処理により帳簿上の計上方法を変更したものであり、新たに外部から現金等が入ってきたものではありません。そのため、1億8千3百万円を控除した収益は、13億9千5百万円となります。

【意見】

黒字ということですね。健全な経営ですが、観音寺は純利益が多く、三豊が少ないのはなぜですか。

【回答】

単純に言うと1億円ほど純利益の差があり、収益は三豊の方が多いために減価償却費の経費に多くかかっているためです。

14. その他

【意見】

ヨーロッパの水事情などグループで勉強したとき、安心できない水事情を知りました。よく水道民営化というのを聞きますが、企業団は民営なのですか。

【回答】

企業団は、地方公営企業です。観音寺市水道局と三豊市水道局が一緒になったのが西讃ブロック統括センターであり、われわれ西讃ブロック統括センターの職員は、観音寺市・三豊市から派遣され、企業長から企業団職員として辞令を受けております。組織のトップである企業長は浜田県知事、副企業長が元副知事と高松市長と宇多津町長です。

企業団本部や他のブロック統括センターの職員につきましても、香川県及び高松市などの構成団体から派遣されています。そして企業団では各市町首長で構成する運営協議会を開催しており、市町の意見を企業団の事業にも反映できる仕組みとなっています。

また、事業としての持続可能性を検証し、県内の水道事業統合による広域化を図り、他県に先駆けて県広域水道企業団を設置したというわけです。向こう何年間で民営化するという予定はございません。

【意見】

水道を使ったマイクロ発電の新聞記事を見たのですが、どのようなものですか。

【回答】

浄水場などの水流を利用して発電しようとするもので、規模の大きな水道管でないと効果が得られないことが分かっています。現在は、民間会社が地域おこしのため試験的に運用してはどうかという提案もありましたので、本部へ報告しているところです。